

第23回中小商工業全国交流研究集会 鳥畑名誉教授、中島委員長、宮中中執が参加[□] 課題別交流会「地域金融・融資制度の役割を考える」

第23回中小商工業全国交流研究集会が9月5日～14日、オンラインで開催されました。この研究集会の課題別交流会「地域金融・融資制度の役割を考える」(9月6日)に静岡大学の鳥畑与一名誉教授と金融労連の中島康隆委員長が助言者として、宮中祐志中央執行委員が参加者として参加し、中小業者の報告を受けて質疑に応じました。

「生産性の低い中小零細企業を 淘汰すべき」を批判

鳥畑教授は最近の行政の中小企業対策について、今年の骨太方針では17カ所で小規模事業者に触れて生産性向上に取り組む中小企業、小規模事業者思い切った支援を行うとしていると紹介。鳥畑教授は、こういう支援は歓迎すべきだが、中小零細企業が生産性が悪いから日本経済も復活しないのだという批判や、コロナ関連のゼロゼロ融資など、中小零細企業に対する支援が、淘汰されるべき企業を存続させているという非難もあると指摘。

今、金利のある世界に戻ったと言われる中で、金利上昇に耐えられない中小零細企業は淘汰されても仕方がないという議論もあると紹介。

こういう議論に対して、鳥畑教授は本当にそうなのかと反論し、中小零細企業は生産性が低いから日本経済復活の足を引っ張っているという議論は誤りだと批判。

生産性が低いというが、政府が様々な統計で使うのは付加価値生産性であり、それは時間あたりの儲けを意味し、価格設定で高く売れば生産性が高いことになる。原材料、コストで仕入れコストを削減しても生産性が高くなると説明。

言い換えると価格転嫁力が高いと生産性が高くなり、低いと生産性が低くなると解説。付加価値生産性という概念の問題点を確認し、中小零細企業の生産性が悪いから日本経済も復活しないという議論の問題点を説明しました。

中小零細企業は地域に必要な 商品、サービスを提供

さらに、中小零細企業は生業として、地域経営に密着して商売をしていて、金もうけだけではなく地域で必要とされるサービスを提供して地域社会の活性化を支えていることを強調し、そのことを通じて、地域経済を支え、様々な文化、コミュニティを支えていく存在であると説明。

同時に、中小零細企業の弱みをなくしていく取り組みも必要だとして、この間の中小零細企業は運転資金の需要が増えているけれど、設備投資、前向きな事業性を高めるための融資が横ばいになっているとし、これをどうやって増や

していかか大きな課題になっていると指摘しました。

事業性評価融資をどう生かすか

また新しい動きとして、担保や経営者保証などに依存しない、事業そのものの将来性を評価する融資として、企業価値担保を設定して融資につなげていく方向性が出されていることを紹介。これは従来の土地・工場等の有形資産だけではなく、ノウハウとか顧客基盤などを含めた収益見込みを担保として評価して融資をする方向であると説明。

中小零細企業は、自らの事業性を高めていくことで金融機関にしっかり評価してもらい融資を確保して、設備投資などを行い事業性を磨くチャレンジしていくことが必要ではないかと提起しました。

中島委員長が金融機関の

方針について説明

2年前の新型コロナ禍以降、金融機関の融資姿勢がどのように変化したのかについて、中島委員長は、コロナ禍においても資金繰りを支援する方針が出ていたし、今回は物価高騰とかトランプ関税への対応が求められ、資金繰り支援をしようと金融庁が旗を振っていて金融機関も対応して進めていこうと説明。

鳥畑先生が経営困難企業の話をもされた。金融機関として、そうした企業への方針を変えることは難しいが、その問題については労働組合として注視していきたい。

情勢の変化では金利の上昇がある。日本銀行が利上げに踏み切った以降、手数料ビジネスから金利ビジネスに変わり、地方銀行など預金獲得にシフトし、多くの金融機関が金利で収益を稼ぐために預金獲得に舵を切っていると報告しました。

取引金融機関に相談を

手形・小切手廃止問題

手形・小切手の廃止問題では、27年3月末に紙の手形・小切手が廃止となり、電子記録債権（電子記録債務）となります。インターネットでパソコンがあれば可能だと確認しているので取引先の金融機関にご相談いただきたい。

金融機関として推進しようとしているので対応を相談していただきたい。ただし、電子記録債権・債務になって手形・小切手と同じようにスムーズに行かないこともありうるので、それも含めて取引先の金融機関に相談していただきたい。と助言しました。

事業性評価融資について

事業性評価融資については、中島委員長は以下のように金融機関の実情を説明しました。

鳥畑先生がおっしゃったように、不動産担保や経営者保証に頼らずに、事業の実態や将来性に着目して融資を受けやすくする事業性融資が打ち出されている。

来年5月施行と言うけれど、無形資産というのは、総資産から現金を差し引いた額が担保として設定されることになり、毎年変動する。そこをどう管理するのかは金融機関の側で明確になっているわけではないのです。業者さんにとっても金融機関にとってもメリット、デメリットがあります。来年の5月に始まるというのは現実的ではないのではないかと個人的に思っていますが、業者さんにとって良いものであれば労働組合としても進めていきたいと考えています。

※事業性融資推進法説明資料（2025年10月20日事務局追加）

中小業者が金融問題の

取り組み報告

分科会では以上の助言者の発言の後、家電販売店事業者から「電気自動車購入資金として政策金融公庫から370万円融資を実現した」、建設現場の足場組み立て事業者から「足場資材購入をするにあたって政策金融公庫から700万円の融資を受けた」など融資実現の経験や、「借入申込をするにあたって大切だと思われる点」の報告がありました。

埼玉県商工団体連合会からは業者団体として県内の金融機関と定期的に意見交換、懇談の取り組みを行っている報告がありました。

業者サイドからの報告の後で、金融労連の宮中中執が金融機関の側からの中小零細企業への融資の実情を説明しました。

宮中中執が融資現場の実情を

報告

宮中中執は、コロナ以降運転資金の相談が多くなり、アフターコロナにおいて倒産件数も増え融資判断が厳しくなっていると説明。中執自身が働き始めたころに「貸すも親切、貸さぬも親切」と教えられたことを回想し、融資した後で業者の方が逆に苦しくなってしまうことを懸念することもあって率直に報告しました。

そして、鳥畑教授の触れた企業価値や事業の将来性をしっかり判断していくことに力を入れていかなければならないと発言しました。

また、最近の信用組合の不正融資発覚以降、金融庁の検査で資金使途が厳しく判断されるようになったと説明。コロナ以降伴奏型支援ということで、単に融資するだけではなくて、企業に寄り添い、企業に本当に何が必要なのか判断が必要になり、その中で運転資金が必要ななら運転資金の相談と一緒に考えることが課題となっていると発言。

そして、先ほどの報告にあった事業計画であるとか資金繰り表などは、私たち現場の者は経営者さんの人柄とか実績とか分かるが、本部の審査ではそうした数字で判断することになる。

私たち金融機関の側も事業者の皆さんに負担をかけこともあり、厳しいことを金融機関で言われることもあるかも知れない。それは業者の皆様にも事業を継続していただきたいという思いからで、今は伴奏型支援で事業者さんに寄り添って支援していく体制に変わっているので、窓口やいろいろな機会にご相談していただきたいと訴えました。

この後の質疑の中で宮中中執は、融資相談で困った相談はありましたかとの質問に以下のように答えました。

宮中中執は、以下のように率直に説明しました。

ふらっと窓口に来られて例えば、1000万貸してほしいといわれ、何にどう使うのか漠然としていると判断しようがないのです。経営者の方には資金が必要だという思いはあるのですが。

ですから資金の使途をまとめてから来てほしいのです。新規の客様の場合はそういう計画とかを作った経験のない方も多いと思います。例えば、政策金融公庫さんの経営計画のフォーマットがありますので、それに即して整理されて持ってきていただくと我々の方もそれを見て一緒に計画づくりができます。

宮中中執は発言の中で、完全に赤字補填の場合は、金融機関だけで対応することは難しく中小企業活性化協議会などを含めた対応を考えなければならぬと発言。個別金融機関を超えた問題として公的機関を含めた対応の必要を提起しました。